

※

搬入番号				
安定型		・	管理型	

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市 長

申請者 住 所
(届出者)

会 社 名

代表者名

印

電 話 ()

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払いを、後納扱いとされたく次のとおり申請いたします。なお、処分費用は指定された納期限内に必ず納付します。

発注者 (発注担当局部課)		発注担当者 TEL	
発生場所	所在地		
	名称		
※ 搬入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
搬入・運搬者 (委託する場合)	住 所	TEL ()	
	会 社 名		
	代表者名	許可番号	
廃棄物の種類 (数字を○で囲む)	【管理型】 1 燃え殻 2 汚泥(建設汚泥を除く) 3 建設汚泥 4 鉱さい 5 ばいじん 6 廃石膏ボード 7 その他 ()		
	【安定型】 1 廃プラスチック類 2 ゴムくず 3 金属くず 4 がれき類 5 ガラス・コンクリート・陶磁器くず 6 その他 ()		
搬入予定量	t	搬入予定台数(確認書発行枚数)	t車 台
処分費用の 支払い方法	搬入月の翌月10日前後に納入通知書を申請者へ送付します。納入通知書が届きましたら、必ず納期限までに取り扱い金融機関(納入通知書裏面記載)に所定金額を納付してください。		

前回(過去1年内)の後納申請の有無	<input type="checkbox"/> 有り [年 月 日] <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合、納期限を超過した支払いの有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
-------------------	--

- (注) 1 ※の欄は記入しないでください。
 2 後納扱いは、公共事業、又は搬入量が20t以上の場合に限ります。
 3 この申請書は、産業廃棄物継続搬入届出書とあわせて提出してください。届出が複数ある場合は、それぞれの届出ごとに申請書が必要です。
 4 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要となります。
 5 指定された納期限内に処分費用を納付しない場合、次の措置を行います。
 (1) 申請者がすでに届け出ている後納支払いによる継続搬入を全て停止します。
 (2) 以後1年間、後納承認の申請ができません。

添付書類	<input type="checkbox"/> 公共事業の契約書の写し(横浜市以外の公共事業の場合は副申書も添付) <input type="checkbox"/> 住民票又は法人登記簿の写し(公共事業の場合は不要) <input type="checkbox"/> 市民税又は法人市民税の直近の期の領収書又はその写し(公共事業の場合は不要) <input type="checkbox"/>
------	--